鹿児島県公報

平成30年3月9日(金)第3397号の4



発 行 應 児 島 県 〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号編 集 総務部学事法制課定例発行日(毎週火,金)

目 次

(※については例規集登載事項)

ページ 告 示 ○生産事業者の登録 (森林経営課取扱い) 1 (森づくり推進課取扱い) 2 ○保安林の指定施業要件の変更予定の通知(9件) ○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業の廃止 (介護福祉課取扱い) 5 ○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定 (介護福祉課取扱い) 5 ○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業の廃止 (介護福祉課取扱い) 6 ○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定 (介護福祉課取扱い) 6 ○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業の廃止 (介護福祉課取扱い) 6 ○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定 (介護福祉課取扱い) 7 ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援 医療機関の指定の辞退 (障害福祉課取扱い) 7 ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援 医療機関の指定(2件) (障害福祉課取扱い) 7 ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援 医療機関の指定の更新 (2件) (障害福祉課取扱い) 8 ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援 医療機関の変更事項の届出 (障害福祉課取扱い) 8 ○漁獲共済に係る区域及び区分の設定 (水産振興課取扱い) 9 ○家畜伝染病予防法に基づく検査の実施(11件) (畜産課取扱い) 9 ○都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧 (都市計画課取扱い) 14

公告

○大規模小売店舗の新設に関する公告(2件)

○開発行為に関する工事の完了公告

○競争入札の参加者の資格に関する公告

○一般競争入札公告(2件)

(商工政策課取扱い) 14

(建築課取扱い) 16

(管財課取扱い) 16

(かごしま県民交流センター取扱い)17

告示

鹿児島県告示第221号

林業種苗法(昭和45年法律第89号)第10条第1項の規定により,次のとおり生産事業者として登録した。

平成30年3月9日

	登録番号	生産事業者の名称及び住 所	生産事業の内容	事業所の名称及び所在地
3	第7173号	有限会社モリ工業	種穂の採取	有限会社モリ工業
		姶良郡湧水町幸田552番	種穂の精選	姶良郡湧水町幸田552番
		地	幼苗の育成	地
			幼苗以外の苗木の育成	

鹿児島県告示第222号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成30年3月9日

鹿児島県知事 三反園訓

1 指定施業要件の変更予定保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 昭和50年5月17日豊林水産労生示第1160号(三に係るた

昭和59年5月17日農林水産省告示第1160号(三に係るものに限る。)

- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び出水 市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第223号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成30年3月9日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 指定施業要件の変更予定保安林の所在場所 肝属郡肝付町新富字倉田8999番1,9038番,9040番
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村 森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び肝付 町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第224号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成30年3月9日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 指定施業要件の変更予定保安林の所在場所 肝属郡肝付町波見字猪ノ牟礼3498番1,字平石ノ向へ3552番1
- 2 保安林として指定された目的

水源の涵養

- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村 森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び肝付 町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第225号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成30年3月9日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 指定施業要件の変更予定保安林の所在場所 肝属郡肝付町新富字保気8810番1, 字南平8910番1, 8912番1, 8912番2, 8913番1, 8913番2
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村 森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び肝付 町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第226号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成30年3月9日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 指定施業要件の変更予定保安林の所在場所 肝属郡肝付町波見字大八重3573番 2
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村 森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び肝付 町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第227号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成30年3月9日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 指定施業要件の変更予定保安林の所在場所 肝属郡肝付町後田字谷道尾6770番,6772番,字代角6998番 2
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村 森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び肝付 町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第228号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成30年3月9日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 指定施業要件の変更予定保安林の所在場所 鹿屋市上高隈町2373番1
- 2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村 森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び鹿屋市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第229号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成30年3月9日

鹿児島県知事 三反園訓

1 指定施業要件の変更予定保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和51年1月19日農林省告示第54号(二に係るものに限る。)

- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度

変更後の立木の伐採の限度は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び出水 市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第230号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成30年3月9日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 指定施業要件の変更予定保安林の所在場所 鹿屋市上高隈町3649番1
- 2 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村 森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び鹿屋市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第231号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成30年3月9日

鹿児島県知事 三反園訓

事業	業 所	指定	居宅サービス事業者	<u>.</u>	虚 4 年 8	サービス
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名	廃止年月 日	の種類
奄美市社協笠利	奄美市笠利町万	社会福祉法人奄	奄美市名瀬長浜	小倉 政浩	平成30年	訪問入浴
訪問入浴介護事	屋1255番地1	美市社会福祉協	町5番6号		3月19日	介護
業所		議会				
訪問介護事業所	指宿市十二町	有限会社やまび	指宿市湯の浜二	鯵坂 進	平成30年	訪問介護
出会いの里	4325番地 1	IJ	丁目11番1号		3月31日	
曽於南部ヘルパ	志布志市志布志	株式会社スマイ	肝属郡肝付町後	松元 健作	平成30年	訪問介護
ーステーション	町帖6666番地	ルサポート	田5568番地1		3月31日	

鹿児島県告示第232号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者として指定した。

平成30年3月9日

事業	美 所	申請者			指定年月	サービス
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名	指 足 年 月 日	の種類
社会福祉法人志	志布志市有明町	社会福祉法人志	志布志市志布志	竹井 道徳	平成30年	訪問介護
布志市社会福祉	野井倉1767番地	布志市社会福祉	町志布志3222番		2月15日	
協議会指定訪問		協議会	地 1			

介護事業所							
社会福祉法人志	志布志市有明町	社会福祉法人志	志布志市志布志	竹井 道徳	平成30年	訪問入浴	
布志市社会福祉	野井倉1767番地	布志市社会福祉	町志布志3222番		2月15日	介護	
協議会指定訪問		協議会	地 1				
入浴介護事業所							

鹿児島県告示第233号

介護保険法(平成9年法律第123号)第82条第2項の規定により,指定居宅介護支援事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成30年3月9日

鹿児島県知事 三反園訓

事	事業所			指定居宅介護支援事業者			
名 称	所 在 地	名	称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名	廃止年月日	サービスの種類
曽於南部福祉介	志布志市志布志	株式会	社スマイ	肝属郡肝付町後	松元 健作	平成30年	居宅介護
護支援センター	町帖6666番地	ルサポ	ート	田5568番地1		3月15日	支援
居宅介護支援事	薩摩川内市西向	株式会	社ウェル	薩摩川内市大小	永山ゆかり	平成30年	居宅介護
業所輝きサポー	田町 4-14	スター		路町22番3号ゆ		3月31日	支援
トきらきら				めピアビル1F			

鹿児島県告示第234号

介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項の規定により,次のとおり指定居宅介護 支援事業者として指定した。

平成30年3月9日

鹿児島県知事 三反園訓

事	業 所		申 請 者		* + 7	11. 12 -
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名	指定年月 日	サービスの種類
社会福祉法人志	志布志市志布志	社会福祉法人志	志布志市志布志	竹井 道徳	平成30年	居宅介護
布志市社会福祉	町志布志3222番	布志市社会福祉	町志布志3222番		2月15日	支援
協議会指定居宅	地 1	協議会	地 1			
介護支援事業所						

鹿児島県告示第235号

介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の5の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成30年3月9日

事業	業 所	指定介	護予防サービス事業	全者	威 山 左 日	サービス
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名	廃止年月日	の種類
社会福祉法人志	志布志市有明町	社会福祉法人志	志布志市志布志	竹井 道徳	平成30年	介護予防
布志市社会福祉	野井倉1767番地	布志市社会福祉	町志布志3222番		2月14日	訪問入浴
協議会指定訪問		協議会	地 1			介護
入浴介護事業所						
ミニ☆デイゑん	志布志市志布志	株式会社スマイ	肝属郡肝付町後	松元 健作	平成30年	介護予防
	町帖6666番地	ルサポート	田5568番地1		3月15日	通所介護
奄美市社協笠利	奄美市笠利町万	社会福祉法人奄	奄美市名瀬長浜	小倉 政浩	平成30年	介護予防
訪問入浴介護事	屋1255番地1	美市社会福祉協	町5番6号		3月19日	訪問入浴
業所		議会				介護

訪問介護事業所	指宿市十二町	有限会社やまび	指宿市湯の浜二	鯵坂 進	平成30年	介護予防
出会いの里	4325番地 1	, J	丁目11番1号		3月31日	訪問介護
曽於南部ヘルパ	志布志市志布志	株式会社スマイ	肝属郡肝付町後	松元 健作	平成30年	介護予防
ーステーション	町帖6666番地	ルサポート	田5568番地1		3月31日	訪問介護
奄美市社協名瀬	奄美市名瀬長浜	社会福祉法人奄	奄美市名瀬長浜	小倉 政浩	平成30年	介護予防
訪問入浴介護事	町5番6号	美市社会福祉協	町5番6号		3月31日	訪問入浴
業所		議会				介護
社会福祉法人大	曽於郡大崎町假	社会福祉法人大	曽於郡大崎町假	東 靖弘	平成30年	介護予防
社会福祉法人大 崎町社会福祉協	曽於郡大崎町假 宿1870番地	社会福祉法人大 崎町社会福祉協	曽於郡大崎町假 宿1870番地	東 靖弘	平成30年 3月31日	介護予防 訪問入浴
				東 靖弘		
崎町社会福祉協		崎町社会福祉協		東靖弘		訪問入浴
崎町社会福祉協 議会訪問入浴介		崎町社会福祉協		東 靖弘		訪問入浴
崎町社会福祉協 議会訪問入浴介 護事業所	宿1870番地	崎町社会福祉協 議会	宿1870番地		3月31日	訪問入浴介護

鹿児島県告示第236号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護 予防サービス事業者として指定した。

平成30年3月9日

鹿児島県知事 三反園訓

事	業所		申 請 者		* + 7 -	11. 13.7
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名	指定年月 日	サービスの種類
社会福祉法人志	志布志市有明町	社会福祉法人志	志布志市志布志	竹井 道徳	平成30年	介護予防
布志市社会福祉	野井倉1767番地	布志市社会福祉	町志布志3222番		2月15日	訪問入浴
協議会指定訪問		協議会	地 1			介護
入浴介護事業所						

鹿児島県告示第237号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第 65条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり指定の辞退の申出があった。

平成30年3月9日

鹿児島県知事 三反園訓

		薬	局	辞退年月	自立支援医療
名	称		所 在 地	日	の種類
すずな調剤薬局			鹿児島市薬師二丁目27-8	平成29年	精神通院医療
				12月31日	
しもずる薬局			出水市高尾野町下水流761番	平成30年	精神通院医療
			地 3	2月28日	

鹿児島県告示第238号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第 54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

平成30年3月9日

	7-27		> - III
薬	局	指定年月	自立支援医療
名称	所 在 地	日	の種類
にしせんごく薬局	鹿児島市西千石町12-11-	平成30年	精神通院医療
	101	3月1日	
ヘルシー薬局呉服本通り店	鹿児島市呉服町2-14	平成30年	精神通院医療

鹿 児 島 県 公 報 平成30年3月9日(金)第3397号の4

		3月1日	
有限会社しもずる薬局	出水市高尾野町下水流761番	平成30年	精神通院医療
	地 3	3月1日	

鹿児島県告示第239号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第 54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

平成30年3月9日

			鹿 児	島県知事	三反園訓		
指定訪問看護事	事業者, 指定居						
	美者又は指定介	事	業 所	指定年月	自立支援医療		
護予防サービス	ス事業者				の種類		
名 称	主たる事務所	 名	所 在 地	H	V 2 1 至 天只		
71 77	の所在地	70 70	/// 11. 16				
社会医療法人	枕崎市白沢北	訪問看護ステ	枕崎市白沢北	平成30年	精神通院医療		
慈生会	町191番地	ーションまく	町191番地	3月1日			
		らざき					

鹿児島県告示第240号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第 60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

平成30年3月9日

 $\dot{\Box}$	L	 \rightarrow	न अज
	知事	 反圆	되 =!!!
		 /X 1/2	ויים עצ

薬	局	更新年月	自立支援医療
名称	所 在 地	日	の種類
ゆうゆう薬局甲南店	鹿児島市上之園町20番27号1	平成30年	精神通院医療
	階	3月1日	
なごみ薬局	薩摩川内市平佐町4234-2	平成30年	精神通院医療
		3月1日	

鹿児島県告示第241号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第 60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

平成30年3月9日

鹿児	島県知	□重.	=	日園	[≘ [[

指定訪問看護 宅サービス事業 護予防サービス	業者又は指定介		事	美 所	更新年月	自立支援医療の種類
名 称	主たる事務所 の所在地	名和	弥	所 在 地	Н	- マンイ里 大貝
特定非営利活	鹿児島市中山	訪問看護	ステ	鹿児島市山田	平成30年	精神通院医療
動法人夢の木	二丁目29番3	ーション	夢の	町25-2	3月1日	
	- 1 号	木				

鹿児島県告示第242号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第 64条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり変更があった旨の届出があった。 平成30年3月9日

医療機関の名称及び所在地	変更事項	変 更	内 容	自立支援医療
医療機関の右柳及の別任地	发 欠 爭 垻	変更前	変更後	の種類
ヘルシーウェル薬局薬師店	所在地	鹿児島市原良	鹿児島市薬師	精神通院医療
鹿児島市薬師二丁目18番19		町1596-2	二丁目18番19	
号			号	
協立調剤薬局	所在地	鹿児島市中央	鹿児島市中央	精神通院医療
鹿児島市中央町30番地6工		町30番地11	町30番地6エ	
ムディア中央町101号			ムディア中央	
			町101号	

鹿児島県告示第243号

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第105条第1項第2号ロの規定により、同法第104条第2号に掲げる漁業の漁獲共済に係る区域及び区分を次のように定めた。

なお、この告示は、その共済責任期間の開始日が平成30年3月9日以後の日である共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日が同日前の日である共済契約については、なお従前の例による。

また,平成26年4月1日鹿児島県告示第379号(漁獲共済に係る区域及び区分の設定)は, 廃止する。

平成30年3月9日

区

域

	1
指宿市区域	(1) 総トン数10トン未満の漁船により主として底びき
(指宿漁業協同組合の地区)	網漁業を営む漁業
	(2) 総トン数10トン未満の漁船により主としてはえ縄
	漁業を営む漁業及び総トン数10トン未満の漁船によ
	り主として一本釣り漁業を営む漁業
	(3) 総トン数10トン未満の漁船により主として建網漁

区

業を営む漁業及び総トン数10トン以上の漁船により主として産が急により 主として底びき網漁業を営む漁業

鹿児島県知事

分

三反園訓

- (4) 総トン数10トン以上の漁船により主として一本釣り漁業を営む漁業
- (5) 総トン数10トン以上の漁船により主としてまぐろはえ縄漁業を営む漁業及び総トン数10トン以上の漁船により主としてそでいか旗流し漁業を営む漁業
- (6) 小型定置漁業
- (7) ぶり飼付漁業
- (8) (1)から(7)までに掲げる漁業以外の漁業

鹿児島県告示第244号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第5条第1項の規定により、牛のブルセラ病及び結核病の発生を予防するための検査を次のとおり実施するので、当該検査の対象となる家畜の所有者に対し当該検査を受けることを命ずる。

平成30年3月9日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 管轄する家畜保健衛生所長が特に必要と認める牛
- 2 検査の方法

ブルセラ病にあっては急速凝集反応検査,酵素免疫測定法,疫学的検査又は臨床検査,結 核病にあってはツベルクリン検査,疫学的検査又は臨床検査 3 実施する区域及び実施の期日

実	施	す	る	区	域	実	施	の	期	日
	県	下	全	域		平成30年	三4月1日	日から平成	31年3月	月31日まで
						の間におい	て検査の	の対象とな	る家畜な	が所在する
						区域を管轄	善する家畜	备保健衛生	三所又はそ	その支所の
						長が指定す	一る日			

鹿児島県告示第245号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第5条第1項の規定により、牛伝達性海綿状脳症の発生の状況及び動向を把握するための検査を次のとおり実施するので、当該検査の対象となる家畜の死体の所有者に対し当該検査を受けることを命ずる。

平成30年3月9日

鹿児島県知事 三反園訓

1 実施の対象となる家畜の死体の種類及び範囲

牛海綿状脳症対策特別措置法(平成14年法律第70号)第6条第1項に基づく届出の対象となる牛。ただし、同条第2項ただし書に該当する場合を除く。

2 検査の方法

酵素免疫測定法,疫学的検査又は臨床検査

3 実施する区域及び実施の期日

実	施	す	る	区	域	実	施	Ø	期	日
	県	下	全	域		平成30年	F4月1日	日から平原	戊31年 3 月	月31日まで
						の間におり	ヽて検査の	の対象とな	よる家畜な	が所在する
						区域を管轄	書する家習	音保健衛生	上所又は さ	その支所の
						長が指定す	トる日			

鹿児島県告示第246号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第5条第1項の規定により、馬伝染性子宮炎の発生を予防するための検査を次のとおり実施するので、当該検査の対象となる家畜の所有者に対し当該検査を受けることを命ずる。

平成30年3月9日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 管轄する家畜保健衛生所長が特に必要と認める馬
- 2 検査の方法

細菌学的検査, 血清学的検査, 疫学的検査又は臨床検査

3 実施する区域及び実施の期日

実	施	す	る	区	域	実	施	の	期	月
	県	下	全	域		平成30年	F4月1日	目から平原	成31年 3)	月31日まで
						の間におい	ヽて検査の	の対象とな	なる家畜を	が所在する
						区域を管轄	書する家畜	音保健衛 4	生所又はそ	その支所の
						長が指定す	トる日			

鹿児島県告示第247号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第5条第1項の規定により、馬パラチフスの発生を予防するための検査を次のとおり実施するので、当該検査の対象となる家畜の所有者に対し当該検査を受けることを命ずる。

平成30年3月9日

鹿児島県知事 三反園訓

1 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 管轄する家畜保健衛生所長が特に必要と認める馬 2 検査の方法

凝集反応検査,疫学的検査又は臨床検査

3 実施する区域及び実施の期日

実	施	す	る	区	域	実	施	Ø	期	日
	県	下	全	域		平成30年	三4月1日	目から平成	対31年3月	月31日まで
						の間におい	て検査の	の対象とな	る家畜な	が所在する
						区域を管轄	善する家畜	新保健衛生	三所又は~	その支所の
						長が指定す	一る日			

鹿児島県告示第248号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第5条第1項の規定により、豚のオーエスキー病の発生を予防するための検査を次のとおり実施するので、当該検査の対象となる家畜の所有者に対し当該検査を受けることを命ずる。

平成30年3月9日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
 - (1) 繁殖の用に供する目的で県内へ導入した豚(オーエスキー病にかかっていない旨の証明書を有するものを除く。)で管轄する家畜保健衛生所長が特に必要と認めるもの
 - (2) 県内豚飼養農家で別途管轄する家畜保健衛生所長が指定するもの
- 2 検査の方法

ラテックス凝集反応法, 酵素免疫測定法, 中和試験, 疫学的検査又は臨床検査

3 実施する区域及び実施の期日

5	実 加	Ti.	す	る	区	域	実	施	の	期	目
	児	1	下	全	域		平成30年	54月1日	日から平成	31年3月	月31日まで
							の間におい	ヽて検査の	り対象とな	る家畜な	が所在する
							区域を管轄	書する家習	音保健衛生	三所又は2	その支所の
							長が指定す	トる日			

鹿児島県告示第249号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第5条第1項の規定により、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの発生を予防するための検査を次のとおり実施するので、当該検査の対象となる家畜の所有者に対し当該検査を受けることを命ずる。

平成30年3月9日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
 - (1) 種類

家きん(鶏,あひる,うずら,きじ,だちょう,ほろほろ鳥及び七面鳥)

(2) 範囲

県内で家きんを100羽以上(だちょうについては,10羽以上)飼養する農家で,別途管轄する家畜保健衛生所長が指定するもの

2 検査の方法

酵素免疫測定法, 寒天ゲル内沈降反応検査, その他必要な検査

3 実施する区域及び実施の期日

	実	施	す	る	区	域	実	施	\mathcal{O}	期	日
		県	下	全	域		平成30年	4月1日	日から平原	戈 31年 3 月	月31日まで
							の間におい	て検査の	の対象とな	よる家畜な	が所在する
							区域を管轄	まする家 音	新保健衛生 1	上所又は~	その支所の
							長が指定す	-る日			

鹿児島県告示第250号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第5条第1項の規定により、蜜蜂の腐蛆病の発生を予防するための検査を次のとおり実施するので、当該検査の対象となる家畜の所有者に対し当該検査を受けることを命ずる。

平成30年3月9日

鹿児島県知事 三反園訓

1 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施区域内で飼養され、転飼をしようとする蜜蜂及び管轄する家畜保健衛生所長が特に必要と認める蜜蜂

2 検査の方法

肉眼検査,細菌学的検査,疫学的検査又は臨床検査

3 実施する区域及び実施の期日

実	施	す	る	区	域	実	施	0)	期	月
	県	下	全	域		平成30年	54月1日	日から平原	戊31年 3 /	月31日まで
						の間におり	ヽて検査⊄	り対象とな	よる家畜を	が所在する
						区域を管轄	書する家畜	音保健衛生	上所又は?	その支所の
						長が指定す	トる日			

鹿児島県告示第251号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第5条第1項の規定により、アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱の発生の状況及び動向を把握するための検査を次のとおり実施するので、当該検査の対象となる家畜の所有者に対し当該検査を受けることを命ずる。

平成30年3月9日

鹿児島県知事 三反園訓

1 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

県内で飼育している越夏していない牛で管轄する家畜保健衛生所長が特に必要と認めるもの

2 検査の方法

中和試験、酵素免疫測定法、ウイルス学的検査、疫学的検査又は臨床検査

3 実施する区域及び実施の期日

実	施	す	る	区	域	実	施	\mathcal{O}	期	日
	県	下	全	域		平成30年	三4月1日	日から平成	以 31年 3 月	月31日まで
						の間におり	\て検査の	の対象とな	よる家畜な	が所在する
						区域を管轄	善する家畜	畜保健衛 生	三所又は~	その支所の
						長が指定す	つる日			

鹿児島県告示第252号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第5条第1項の規定により、雄牛のブルセラ病、結核病、牛カンピロバクター症及びトリコモナス病、供卵牛の結核病、種豚のブルセラ病及びオーエスキー病並びに種馬の馬パラチフスの発生を予防するための検査を次のとおり実施するので、当該検査の対象となる家畜の所有者に対し当該検査を受けることを命ずる。

平成30年3月9日

鹿児島県知事 三反園訓

1 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

種付け又は家畜人工授精の用に供し、若しくは供する目的で飼育している雄牛、雄豚及び 雄馬で種畜検査を受検するもの並びに家畜受精卵移植の用に供する受精卵の採取の用に供す る牛

2 検査の方法

ブルセラ病にあっては凝集反応検査,酵素免疫測定法,疫学的検査又は臨床検査,結核病 にあってはツベルクリン検査,疫学的検査又は臨床検査,牛カンピロバクター症にあっては 蛍光抗体法,培養検査,疫学的検査又は臨床検査,トリコモナス病にあっては顕微鏡検査,疫学的検査又は臨床検査,オーエスキー病にあってはラテックス凝集反応法,酵素免疫測定法,中和試験,疫学的検査又は臨床検査,馬パラチフスにあっては凝集反応検査,疫学的検査又は臨床検査

3 実施する区域及び実施の期日

実	施	す	る	区	域	実	施	\mathcal{O}	期	日
	県	下	全	域		平成30年	三4月1日	日から平原	戊 31年 3 月	月31日まで
						の間におい	て検査の	の対象とな	よる家畜な	が所在する
						区域を管轄	書する家畜	新保健衛生	上所又はそ	その支所の
						長が指定す	る日			

鹿児島県告示第253号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第5条第1項の規定により、豚コレラの発生を 予防するための検査を次のとおり実施するので、当該検査の対象となる家畜の所有者に対し当 該検査を受けることを命ずる。

平成30年3月9日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
 - (1) 種類

豚

(2) 範囲

県内豚飼養農家で別途管轄する家畜保健衛生所長が指定するもの

2 検査の方法

酵素免疫測定法,中和試験,その他必要な検査

3 実施する区域及び実施の期日

実	施	す	る	区	域	実	施	\mathcal{O}	期	日
	県	下	全	域		平成30年	三4月1日	目から平成	以31年3月	月31日まで
						の間におい	て検査の	の対象とな	よる家畜な	が所在する
						区域を管轄	書する家畜	新保健衛生	三所又は~	その支所の
						長が指定す	-る日			

鹿児島県告示第254号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第5条第1項の規定により、ヨーネ病の発生の 状況及び動向を把握するための検査を次のとおり実施するので、当該検査の対象となる家畜の 所有者に対し当該検査を受けることを命ずる。

平成30年3月9日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
 - (1) 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛
 - (2) 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれと同一施設内で飼育している牛
 - (3) その他管轄する家畜保健衛生所長が特に必要と認めたもの
- 2 検査の方法

予備的抗体検出法, リアルタイム P C R 法, ヨーニン検査, 疫学的検査, 臨床検査又は細菌検査

3 実施する区域及び実施の期日

	実	施	す	る	区	域	実	施	\mathcal{O}	期	日
		県	下	全	域		平成30年	54月1日	日から平原	戊31年 3 🏻	月31日まで
							の間におい	ヽて検査⊄	り対象とな	よる家畜を	が所在する
							区域を管轄	書する家習	音保健衛生	上所又は?	その支所の

長が指定する日

鹿児島県告示第255号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により鹿児島市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成30年3月9日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 都市計画の種類及び名称
 - (1) 種類 鹿児島都市計画道路
 - (2) 名称 8・7・7号鹿児島駅自由通路
- 2 関係図書の縦覧場所鹿児島県土木部都市計画課

公告

大規模小売店舗の新設に関する公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の新設について届出があったので、関係書類を平成30年3月9日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び大隅地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所(団体にあっては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地) (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、平成30年3月9日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成30年3月9日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - ドラッグコスモス志布志店

志布志市有明町野井倉字上ノ濱8299番2 外

- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び 住所並びに代表者の氏名
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者 株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野正晃 福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者 株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野正晃 福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
- 3 大規模小売店舗の新設をする日

平成30年10月24日

- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
 - 1,715平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数 建物敷地内 73台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数 建物南西側 10台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積 建物南西側 65平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

建物内南東側 12立方メートル

- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

ア 開店時刻 午前9時

イ 閉店時刻 午後10時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時30分から午後10時30分まで

- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 2 箇所 建物敷地北西側及び南西側
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 24時間
- 7 届出年月日

平成30年2月23日

.....

大規模小売店舗の新設に関する公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の新設について届出があったので、関係書類を平成30年3月9日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び大隅地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所(団体にあっては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地) (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、平成30年3月9日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成30年3月9日

鹿児島県知事 三反園訓

1 大規模小売店舗の名称及び所在地 (仮称) ドラッグコスモス高山店 肝属郡肝付町後田字後牧2370番1

- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び 住所並びに代表者の氏名
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者 株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野正晃 福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者 株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野正晃 福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
- 3 大規模小売店舗の新設をする日 平成30年10月24日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
 - 1,526平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
- (1) 駐車場の位置及び収容台数 建物北側 59台
- (2) 駐輪場の位置及び収容台数 建物北側 8台
- (3) 荷さばき施設の位置及び面積 建物北側 65平方メートル
- (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 建物内西側 12立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

ア 開店時刻 午前9時

イ 閉店時刻 午後10時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前8時30分から午後10時30分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

2 箇所 建物敷地北側

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 24時間

7 届出年月日

平成30年2月23日

.....

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成30年3月9日

鹿児島県知事 三反園訓

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

出水市西出水町1137番, 1138番, 1202番, 1203番, 1204番, 1205番, 1206番, 1207番, 1208番及び1209番

2 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名

福岡県朝倉市一ツ木1148番地の1

株式会社ドラッグストアモリ

代表取締役 森信

.....

競争入札の参加者の資格に関する公告

平成30年度において、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成7年政令第372号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、当該調達契 約に係る一般競争入札及び指名競争入札(以下「競争入札」という。)に参加する者に必要な 資格等について、次のとおり公告する。

平成30年3月9日

鹿児島県知事 三反園訓

1 調達をする物品等の種類

物品の購入(運動具・天幕類、計測・理化学機器類及び車両類(修理))

2 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

なお、調達をする物品等の特質により、次に掲げる要件以外に必要な要件を定めることがある。

- (1) 物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱(昭和52年鹿児島県告示第166号。以下「資格審査要綱」という。)第3条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
- (2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第2条第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- 3 入札参加資格審査の申請の方法, 時期等

競争入札に参加しようとする者で2の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、 資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。

(1) 申請の方法

資格審査要綱第2条第2項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特

定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により提出するものとする。

(2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

電話番号 099-286-3826

ファックス番号 099-286-5643

(3) 申請書類の受付期間

平成30年3月9日から同年4月10日までのそれぞれの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時までとする。

なお,受付期間の終了後も随時受け付けるが,この場合には入札参加資格審査が競争入 札に間に合わないことがある。

(4) 入札参加資格審査を受けることができない者

資格審査要綱第2条第1項各号のいずれかに該当する者は、入札参加資格審査を受ける ことができない。

(5) 入札参加資格審査結果の通知

入札参加資格審査結果の通知書を郵便により送付する。

- (6) 申請書類の作成において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨とする。
- 4 入札参加資格の有効期間

入札参加資格を取得した日から平成30年9月30日までとする。

5 競争入札の公示の方法

競争入札を行う場合は、鹿児島県公報により公告する。

.....

一般競争入札公告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、役務の調達について、次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を行う。

平成30年3月9日

かごしま県民交流センター副館長 帖佐訂

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達をする役務の名称

建築物の清掃サービス (かごしま県民交流センター本館及び県政記念館並びに敷地等の 清掃業務)

(2) 調達をする役務の特質等

入札説明書による。

(3) 履行期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

(4) 履行場所

かごしま県民交流センター本館及び県政記念館並びに敷地等

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- (1) 庁舎等の管理等業務委託に係る競争入札参加資格審査要綱(平成2年鹿児島県告示第302号)第7条第3項の規定により入札参加資格(A級の格付に限る。)を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
- (2) 入札書の提出期限の時点で庁舎等の管理等業務委託に係る競争入札参加資格審査要綱第 5条各号のいずれにも該当しない者であること。
- 3 入札の方法等
 - (1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税

に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (2) 入札及び開札の日時及び場所
 - ア 日時 平成30年3月23日午前10時
 - イ 場所 かごしま県民交流センター東棟3階大研修室第2 鹿児島市山下町14番50号
- (3) 入札説明書
 - ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は,入札説明書による。
 - イ 入札説明書の交付場所及び交付期限
 - (ア) 交付場所 かごしま県民交流センター県民交流課 鹿児島市山下町14番50号
 - (4) 交付期限 平成30年3月15日午後5時15分
- 4 契約条項を示す場所及び期限
 - 3の(3)のイに同じ。
- 5 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を,入札説明書に定める方法により,入札説明書に定める期限までに納付すること。ただし,次のア又はイのいずれかに該当するときは,入札保証金の納付が免除される。

なお,入札保証金は,入札終了後還付する。ただし,落札者には,契約締結後還付する。

- ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を 被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提 出したとき。
- イ 入札に参加しようとする者が、過去2箇年の間に国(独立行政法人を含む。)又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき(その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)。
- (2) 契約保証金免除する。
- 6 入札の無効

次の(1)から(9)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 2以上の入札書(代理人として提出する入札書を含む。)による入札
- (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (4) 入札要件の判明できない入札書,入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又 は入札者の押印のない入札書による入札
- (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
- (6) 民法 (明治29年法律第89号) 第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- (7) 送付, 電報又は電送の方法による入札
- (8) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
- (9) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札
- 7 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。ただし、最低制限価格未満で申込みをした者は、失格とする。

8 最低制限価格

設定する。

9 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

10 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

かごしま県民交流センター県民交流課

鹿児島市山下町14番50号 郵便番号 892-0816

電話番号 099-221-6602

- 11 その他
 - (1) この入札は、この調達に係る平成30年度予算が成立しないときは実施しない。
 - (2) この入札に係る契約は、平成30年4月1日に確定する。

.....

一般競争入札公告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、役務の調達について、次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を行う。

平成30年3月9日

かごしま県民交流センター副館長 帖佐訂

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達をする役務の名称 かごしま県民交流センター等警備業務委託
 - (2) 調達をする役務の特質等 入札説明書による。
 - (3) 履行期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

(4) 履行場所

かごしま県民交流センター本館及び県政記念館並びに敷地内

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- (1) 庁舎等の管理等業務委託に係る競争入札参加資格審査要綱(平成2年鹿児島県告示第302号)第7条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって,当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
- (2) 入札書の提出期限の時点で庁舎等の管理等業務委託に係る競争入札参加資格審査要綱第 5条各号のいずれにも該当しない者であること。
- 3 入札の方法等
 - (1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成30年3月23日午前10時50分

イ 場所 かごしま県民交流センター東棟3階大研修室第2

鹿児島市山下町14番50号

(3) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は,入札説明書 による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限

- (ア) 交付場所 かごしま県民交流センター県民交流課 鹿児島市山下町14番50号
- (4) 交付期限 平成30年3月15日午後5時15分

- 4 契約条項を示す場所及び期限
 - 3の(3)のイに同じ。
- 5 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を,入札説明書に定める方法により,入札説明書に定める期限までに納付すること。ただし,次のア又はイのいずれかに該当するときは,入札保証金の納付が免除される。

なお,入札保証金は,入札終了後還付する。ただし,落札者には,契約締結後還付する。

- ア 入札に参加しようとする者が,入札保証金以上の金額につき,保険会社との間に県を 被保険者とする入札保証保険契約を締結し,当該入札保証保険契約に係る保険証券を提 出したとき。
- イ 入札に参加しようとする者が、過去2箇年の間に国(独立行政法人を含む。)又は地 方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契 約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面 を提出したとき(その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれ がないと認められるときに限る。)。
- (2) 契約保証金 免除する。
- 6 入札の無効

次の(1)から(9)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 2以上の入札書(代理人として提出する入札書を含む。)による入札
- (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (4) 入札要件の判明できない入札書,入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又 は入札者の押印のない入札書による入札
- (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入 札
- (6) 民法(明治29年法律第89号) 第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- (7) 送付, 電報又は電送の方法による入札
- (8) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
- (9) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札
- 7 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。ただし、最低制限価格未満で申込みをした者は、失格とする。

8 最低制限価格

設定する。

9 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

10 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

かごしま県民交流センター県民交流課

鹿児島市山下町14番50号 郵便番号 892-0816

電話番号 099-221-6602

- 11 その他
 - (1) この入札は、この調達に係る平成30年度予算が成立しないときは実施しない。
 - (2) この入札に係る契約は、平成30年4月1日に確定する。